

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月7日(2021.10.7)

【公開番号】特開2020-162806(P2020-162806A)

【公開日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【年通号数】公開・登録公報2020-041

【出願番号】特願2019-65513(P2019-65513)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 5/04 6 7 1

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月27日(2021.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像を表示可能な表示手段を備え、

遊技者にとって有利な特別遊技状態を有しており、

特別遊技状態として、第1特別遊技状態と、第1特別遊技状態よりも有利な第2特別遊技状態とを少なくとも有しており、

特別遊技状態の種類に関する履歴画像を表示手段にて表示可能であり、

履歴画像として、第1特別遊技状態に関する第1履歴画像と、第2特別遊技状態に関する第2履歴画像と、を少なくとも有しており、

第1特別遊技状態が発生した場合には、当該第1特別遊技状態の発生に基づいて第1履歴画像を表示し、第2特別遊技状態が発生した場合には、当該第2特別遊技状態の発生に基づいて第2履歴画像を表示するよう構成され、

特別遊技状態であり、表示手段にて履歴画像が表示されている状況で電源供給が遮断され、その後、電源復帰し、特別遊技状態である場合には、電源供給が遮断される前に表示手段に表示されていた履歴画像は表示されず、その後、特別遊技状態の終了以降にて履歴画像を表示し得るよう構成され、

所定のエラー状態となっており、前記所定のエラー状態に対応する所定のエラー画像が表示手段に表示されている状況において、履歴画像が表示手段に表示されている場合を有しており、

前記所定のエラー画像と履歴画像とが同時に表示される場合、前記所定のエラー画像の表示領域と履歴画像の表示領域とが重複し得るよう構成され、

前記所定のエラー画像と履歴画像とが同時に表示される場合、前記所定のエラー画像の方が履歴画像よりも表示優先度が高くなり得るよう構成され、

特別遊技状態であり、表示手段にて前記所定のエラー画像と履歴画像とが同時に表示されている状態で電源供給が遮断され、その後、電源復帰し、特別遊技状態である場合には、電源供給が遮断される前に表示手段に表示されていた履歴画像は表示されず、前記所定のエラー画像は表示され得るよう構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、

画像を表示可能な表示手段を備え、

遊技者にとって有利な特別遊技状態を有しており、

特別遊技状態として、第1特別遊技状態と、第1特別遊技状態よりも有利な第2特別遊技状態とを少なくとも有しており、

特別遊技状態の種類に関する履歴画像を表示手段にて表示可能であり、

履歴画像として、第1特別遊技状態に関する第1履歴画像と、第2特別遊技状態に関する第2履歴画像と、を少なくとも有しており、

第1特別遊技状態が発生した場合には、当該第1特別遊技状態の発生に基づいて第1履歴画像を表示し、第2特別遊技状態が発生した場合には、当該第2特別遊技状態の発生に基づいて第2履歴画像を表示するよう構成され、

特別遊技状態であり、表示手段にて履歴画像が表示されている状態で電源供給が遮断され、その後、電源復帰し、特別遊技状態である場合には、電源供給が遮断される前に表示手段に表示されていた履歴画像は表示されず、その後、特別遊技状態の終了以降にて履歴画像を表示し得るよう構成され、

所定のエラー状態となっており、前記所定のエラー状態に対応する所定のエラー画像が表示手段に表示されている状況において、履歴画像が表示手段に表示されている場合を有しており、

前記所定のエラー画像と履歴画像とが同時に表示される場合、前記所定のエラー画像の表示領域と履歴画像の表示領域とが重複し得るよう構成され、

前記所定のエラー画像と履歴画像とが同時に表示される場合、前記所定のエラー画像の方が履歴画像よりも表示優先度が高くなり得るよう構成され、

特別遊技状態であり、表示手段にて前記所定のエラー画像と履歴画像とが同時に表示されている状態で電源供給が遮断され、その後、電源復帰し、特別遊技状態である場合には、電源供給が遮断される前に表示手段に表示されていた履歴画像は表示されず、前記所定のエラー画像は表示され得るよう構成されていることを特徴とする遊技機である。

<付記>

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様に係る遊技機は、

画像を表示可能な表示手段を備え、

遊技者にとって有利な特別遊技状態を有しており、

特別遊技状態として、第1特別遊技状態と、第1特別遊技状態よりも有利な第2特別遊技状態とを少なくとも有しており、

特別遊技状態が発生したことに関する情報である履歴情報を、特別遊技状態が発生した順に記憶可能であり、

履歴情報は特別遊技状態の種類に関する情報を少なくとも含んでおり、

履歴情報に対応する画像である履歴画像を、表示手段にて特別遊技状態の発生した順に表示可能であり、

履歴画像として、第1特別遊技状態に関する履歴情報に対応する第1履歴画像と、第2特別遊技状態に関する履歴情報に対応する第2履歴画像と、を少なくとも有することを特徴とする遊技機である。